

1-3. 「相互運用標準モデルVer.5.00」の 改訂・追記項目（運用に関する指針）について

○専門家会議（第1回）における運用指針に関する発言と対応

発言概要	対応概要
<p>教育データの利活用に関する有識者会議の令和6年度議論のまとめでは、「学習リソース」という言葉がある一方で、前回会議で提示された相互運用標準モデル運用指針案では「学習ツール」という言葉が見られる。可能であればいずれかの言葉に統一した方が良いのではないか。</p>	<p>運用指針に、言葉の定義について追記することとする。</p>
<p>前回会議で提示された相互運用標準モデル運用指針案に記載のある学校用教材はテスト、ドリル、ワークや資料集といった、いわゆる補助教材、副教材については、現状も学校において主体的な採択が行われており、学校用教材の採択に関しては、学校の先生が主体的に判断して選択することが重要である。</p> <p>学習eポータルと学習リソースの選択の仕方についてはまとめて記載するのではなく、分けて整理していただく必要があると考える。</p>	<p>運用指針に、「接続に対する基本的な考え方」に追記することとする。</p>
<p>前回会議で提示された相互運用標準モデル運用指針案に記載のある「学習eポータルを変更する場合」において、データを確実に引き継ぐことは重要と考えるが、データの「引き渡し」や「データに関する問い合わせ」に関連して、その対象となる範囲、形式等を特定し、標準化する必要があるのではないか。</p>	<p>運用指針に、「将来像と課題」として追記することとする。</p>
<p>前回会議で提示された相互運用標準モデル運用指針案において、「接続に対する基本的な考え方」と「学習eポータルを変更する場合の考え方」が記載されているが、LRSも同様に考えるべきではないか。</p>	<p>運用指針に、「将来像と課題」として追記することとする。</p>
<p>前回会議で提示された相互運用標準モデル運用指針案において「通常の商慣習に照らして適正な取引となるように努める」と記載があるが、「適正」かどうかの判断は実態として個別の契約に委ねられると想定しており、費用負担については具体的なガイドラインを作成するなど業界としての仕組みづくりが必要だと考える。</p> <p>あわせて、「適正」かどうかの判断を誰がするのかも含めて検討していくことが必要である。</p>	<p>運用指針に、「将来像と課題」として追記することとする。</p>
<p>前回会議で提示された相互運用標準モデル運用指針案に記載のある「学習eポータルを変更する場合」の「データに関する問い合わせ」が生じた場合の手続き等についても、記載することが必要ではないか。</p>	<p>運用指針の別添を作成することとする。</p>

1. 運用に関する指針

「4.3 本モデルにおける基本的考え方」に沿って、学習eポータルや学習ツールが円滑かつ安全・安心に運用されるための指針を規定する。これまで、本モデルを検討する過程において議論を重ねてきたが、2024年度には、文部科学省の「教育データの利活用に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）においても、議論が行われ、以下の対応方針が示されたところである。

有識者会議における令和6年度議論のまとめ※該当箇所を抜粋

2-3. 今後の基本的な考え方・方向性

（略）

○ また、こうした教育データ利活用の目的は、学校における教育の質的向上を図るためであることを踏まえれば、それに必要な費用負担については、基本的にはこれまで通り、学校の設置者である自治体等が主体となるものと考えられるが、全ての自治体等が整備することが望ましいシステム構成や機能等と整理することができるものについては、自治体に対する財政的支援についても検討をしていくことが必要である。

3-3. 様々な学習リソース等を提供する民間企業における健全な競争環境

（略）

○ また、自治体等における選択を可能にするためにも、民間企業が持続的にビジネスをするためにも、ベンダーロックインが生じたり、特定の者が過度に負担したりすることの無いような、公平で健全な環境を作っていくことが望ましい。こうした観点から、技術及び運用の両面からの課題に関し、今後の必要な対応を挙げれば、以下の通りである。なお、これらの標準や指針に準拠した製品やサービスを見える化する仕組みを導入し、自治体等や民間企業のニーズ等を踏まえつつ改善・発展させていくことも求められる。

（特に運用的な視点からの課題及び今後の対応）

○ 自治体等の選択肢が狭められないようにする観点からは、自治体等自身がシステム構成や機能等を検討するにあたり、標準を踏まえた選択を行うことが選択の幅を確保することに繋がることを理解していただくことに加え、学習eポータルをはじめとするハブ的機能を有するサービス等の利用に関した標準・指針等の策定が必要である。

○ また、民間学習eポータルには、直接販売された学習リソースや代理店販売を経由した学習リソースが自治体等の要望等により連携されることがあり得る。学校用教材は、学校が児童生徒の学びの実態や教職員の専門的判断を踏まえて採択し、教材販売店が供給、教材費は保護者負担の上、教育委員会に届出を行うという形が主としてとられている。採択の主体が自治体又は学校のいずれの場合であっても、児童生徒の豊かな学びや教職員の適切な指導のためには、自治体等や学校において主体的に判断して選択することが重要と考える。自治体等が行う契約の経緯や形態は様々あるが、児童生徒の学びと教職員の指導の環境を最優先し、広く自由に選択できることが重要である。

○ この点、特定の民間学習eポータルを選択した際に、当該学習eポータルと特定の学習リソースが接続できないことで、当該学習リソースを使えなくなる恐れがあるのではないかと懸念（※1）が指摘されているが、自治体等の選択の幅を確保するためにも、例えば、標準に準拠した製品やサービスについて接続の要請があったときは、民間学習eポータルは原則として対応する運用（※2）とすべきである。こうした運用とすることで、特定の民間学習e

ポータルを選択すると特定の学習リソースとつなぐことができないというような事態は極力避けられるようにすべきである。

○ 併せて、技術的な視点に加えて、技術の進化に伴う新たな製品・サービスも常に生じ、学習リソース等を提供する民間企業の新規参入・撤退等もあり得るからこそ、自治体等が学習 e ポータルなどハブ的機能を有する学習リソース等を変更する、選択し直す際のデータ移行の保障等に関する標準・指針等を策定することが必要である。

○ また、学習リソース等が相互に連携することに加え、民間学習 e ポータルを提供する民間企業が付随して実施しているサービス等も加えると、様々なビジネスモデルのもと多様なサービス等の提供がなされている。標準に従うことで相互に連携できること（相互運用性）を確保しつつも、民間企業の創意工夫に委ねられている領域において、現場のニーズに対応した多彩なサービスが提供されることは、学習 e ポータルの導入当初から期待されていたことであり、児童生徒の学びの環境の充実のためにも、これからも更なる発展が望まれるところである。

○ こうした民間企業の創意工夫によるデータ利活用環境の充実や民間企業が安心して参入しサービスを展開できる環境の構築の重要性を踏まえると、国としても、関係する民間企業に対して、価格の設定を含め、通常の商慣行に照らして適正な取引（※3）となるよう努めることを求めることで、自治体等の選択を狭めないようにしていくことが必要である。ただし、現在、民間企業の創意工夫に委ねられている領域に関し、ビジネスモデル（※4）や特定の費用について国から一律の対応を求めることは、自由な競争環境の制約にもなりかねない。このため、民間学習 e ポータルを含めた学習リソース等に関する取引価格等の設定に関しては、民間の企業活動における合理的な判断や市場における契約関係に委ねることを基本とすべきと考えられるが、前述のとおり、それが適正なものとなるよう継続的に求めていくことが重要である。

○ 民間学習 e ポータルに関しては、プラットフォーム的な立場であることに伴うベンダーロックインのような懸念も指摘されるところであるが、前述した、標準に準拠した製品やサービスについて接続の要請があったときは、原則として対応する運用や、学習 e ポータルを選択し直す際のデータ移行の保障等に関する標準・指針等の策定がなされることは、そうした懸念に対する対応策としても重要である。

○ なお、民間学習 e ポータルのほか実証用学習 e ポータルも選択できることにも、上記の懸念に対する対応策としての面もあるが、「実証用学習 e ポータル」という名称が、継続的に運用されるシステムではないとの誤解を生じさせるという指摘もあり、今後、名称の在り方を検討することも必要である。

※1 学習リソースから学習 e ポータルに対する手数料支払いの有無や金額などについて、関係者間の折り合いがつかないこと等により事実上接続ができない場合がありうるとの懸念も含まれる。

※2 こうした運用であっても、標準を超えた形での連携の実現可能性や費用負担等に関することなどは、その性質上双方の合意に委ねられることから、結果として接続するに至らない可能性を完全には否定しないことが適当と考えられる。

※3 「適正な取引」については、取引条件が不透明にならないよう、事前に主要な取引条件が関係者間で明確にされていることも含まれる。また、適合性評価において、適正な取引に関してどのように判断しうるかについては、継続的な課題として検討が必要との指摘があった。

※4 民間学習 e ポータルのビジネスモデルには様々なものがありうるが、学習 e ポータルの公共的な役割との関係性を踏まえ、一部のモデルは一律に禁止すべきではないかとの意見もあった。

有識者会議において示された方針を具体化する形で、次項の通り運用指針を定めることとする。ここで取り上げている事項については、状況等に応じて継続的な見直しが必要であるとともに

に、取り上げていない論点および課題のうち、重要と考えられるものについての検討も引き続き行う。

運用指針については、学習eポータル標準モデルVer.4.00においては学習eポータルおよび学習ツールを提供する事業者主に適用されるものとして定めていたが、これらを選択し、利用する主体である学校設置者や学校（以下「自治体等」という。）に深く関係するとともに、自治体等が行う契約にも影響するため、自治体等においてもこうした運用指針を把握した上で、契約等を行うことが望まれる。

なお、有識者会議のまとめにおいて「学習リソース」とは「デジタル教科書・教材、協働学習・授業支援ソフトウェア、各種ツール等」と定義されているが、これは本モデルにおける「学習ツール」と同義のものとして扱う。また、「民間学習eポータル」とは実証用学習eポータル以外の学習eポータルを指す。

1.1 接続に対する基本的な考え方

学習eポータルや学習ツールの選択は、自治体等が自由にできることが必要である。民間学習eポータルには、直接販売された学習ツールや代理店販売を経由した学習ツールが自治体の要望等により連携されることがあり得る。学校用教材は、学校が児童生徒の学びの実態や教職員の専門的判断を踏まえて採択し、教材販売店が供給、教材費は保護者負担の上、教育委員会に届出を行うという形が主としてとられている。採択の主体が自治体又は学校のいずれの場合であっても、児童生徒の豊かな学びや教職員の適切な指導のためには、自治体や学校において主体的に判断して選択することが重要と考える。自治体等が行う契約の経緯や形態は様々あるが、児童生徒の学びと教職員の指導の環境を最優先し、広く自由に選択できることが重要である。この基本的な考え方に基づき、民間学習eポータルには、原則として以下の対応をすることを求める。

- i) 自治体等が、特定の民間学習eポータルを選択した際に、特定の学習ツールが使えないことや特定の学習ツールを利用する際の利便性が低下するような事態を避ける必要がある。そのため、本モデルに準拠した製品やサービスについて接続の要望があったときは、それに対応すること。ただし、本モデルにて規定する範囲を超えた形での連携の実現可能性や費用負担等に関する事などは、その性質上当事者の合意に委ねられることから、結果として接続するに至らない可能性を完全には否定しないものであること。

なお、上記の接続要望に円滑かつ遅滞なく対応するため、本モデルにおける技術仕様の精緻化を含む標準の見直し等も併せて進めることとする。

1.2 学習eポータルを変更する場合の考え方

学習eポータルは、子供たちの学びの環境を最優先し、自治体等が自由に選択できることが重要である。

民間学習eポータル事業者については、新規参入・撤退等もありうるため、自治体等が民間学習eポータルを変更する際のデータ移行の保障等に関して、自治体等と事業者の契約等の内容として明記しておくことが必要である。校務支援システムをはじめとする関係するシステム等も含めた相互運用性等が確保されれば、民間学習eポータルを円滑に変更することは基本的には可能であるが、実際の変更の際には事業者間で技術的な確認や事務的な調整等を含む対応が必要となると考えられる。

民間学習eポータルに蓄積されたデータは、一般的に、自治体等と民間学習eポータル事業者との契約等に基づき、自治体等から民間学習eポータル事業者が取扱いの委託を受ける形で取得しているものである。

このことを踏まえ、民間学習eポータル事業者が自治体等と行う契約等については原則として、以下の内容を盛り込むこととする（実証用学習eポータルを選択する場合において併せて選択するハブ機能を有するシステムがある場合については、当該ハブ機能を有するシステムを提供する事業者と自治体等が行う契約等の内容についても、同様の扱いとすることが望ましい）。

- i) 当該民間学習eポータルが利用されなくなる場合には、当該民間学習eポータルを提供する事業者（以下「変更前事業者」という。）は、委託期間終了時のデータの消去とともに、契約等に基づき取得したデータについて委託元の自治体等が直接管理および利用等可能な状態にするために必要な対応（以下「引き渡し」という。）を行うこと。その際、当該データの意味するところや扱いに関する必要な説明を付すこと。
- ii) (i) に掲げるデータの引き渡しを受けた自治体等は、変更した後の民間学習eポータルを提供する事業者（以下「変更後事業者」という。）に必要なデータを提供等することになるが、変更前事業者は、自治体等から新たに委託等の契約により提供等を受けたデータを管理することになった変更後事業者からの当該データに関する問い合わせに可能な限り対応すること。

なお、参考として民間学習eポータルサービスを終了する事業者からの協力を得て、学習eポータルを変更する場合の手順等や留意すべき点をまとめた参考情報を巻末に「別添」する。

1.3 費用に関する考え方

自治体等が民間学習eポータルを経由した学習ツールの利用を希望すること等により接続作業を行う場合において、費用を関係者間でどのように分担するかについては、自治体等における財政的制約をはじめとする諸条件のほか、民間学習eポータルや学習ツール事業者における民間の企業活動としての合理的な判断に関わるものであることから、基本的には個別の契約関係に委ねることを原則とすべきと考えられる。

しかし、自治体等の選択を可能な限り狭めず、適切な判断を確保できるようにする視点からは、民間学習eポータルおよび学習ツールを提供する事業者には、原則として以下のような対応をすることを求める。

- i) 児童生徒の学びの環境の視点から自治体等が広く自由に選択できることが重要であるという考え方とともに、「1.1 接続に対する基本的な考え方」および「1.2 学習eポータルを変更する場合の考え方」に基づき、価格の設定を含め、通常の商慣行に照らして適正な取引となるように努める。なお、「適正な取引」については、事前に主要な取引条件が関係者間で明確にされていることも含まれる。
- ii) 取引の相手方はもとより、必要に応じて製品やサービスを利用する自治体等に対しても、その求めに応じて必要な説明を行うことや情報を提供するよう努める。

なお、文部科学省教育データ標準4.0（2024年3月文部科学省※）、教育データの利活用に係る留意事項（第2版）（2024年3月文部科学省※）、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（2024年1月文部科学省※）など関連する分野において定められている標準等に従うことを基本とする。

※更新される場合にはいずれも更新後のものをいう。

2. 将来像と課題

2.1 全体について

2.1.1 運用指針の実効性と適合性評価

運用指針を定めるとしても、実際にその内容が守られているか、守られていなかった場合にどうするのかをしなければ、意味がないのではないかという指摘もあった。この点、すぐに第三者機関による適合性評価の仕組みを具体化することは、主体、費用、運用体制等の様々な事情から難しいとしても、将来像としては、第三者機関による適合性評価の仕組みが具体化されることが望まれる。

2.2 学習eポータルを変更する場合の考え方関係

2.2.1 データの特定および標準化

自治体等が民間学習eポータルを変更する際のデータ移行の保障等を行うためには、変更前事業者がどのようなデータをどのような形式で引き渡しを行うか、変更後事業者にはどのようなデータをどのような形式で提供等することが必要かについても定めることを検討していくことが必要ではないかという指摘もあった。引き続きの検討が期待される。

2.2.2 LRSに記録されるデータ

学習eポータルはハブ機能を有するために、「1.2学習eポータルを変更する場合の考え方」に記載のとおり、学習eポータルを変更する場合の考え方を求め、流動性を高めることを志向するのであれば、LRSについても同様の扱いとすることを検討することが必要ではないかという指摘もあった。引き続きの検討が期待される。

2.3 費用に関する考え方関係

2.3.1 「適正な取引」の判定

国として、「取引価格等の設定に関しては、民間の企業活動における合理的な判断や市場における契約関係に委ねることを基本とすべき」「関係する民間企業に対して、価格の設定を含め、通常の商慣行に照らして適正な取引となるように努めることを求める」ということであるとしても、業界や関係者として、「適正な取引」とは何かをどのように判断するのかについてはガイドラインが必要ではないかという指摘もあった。具体的に判断基準を言語化することや、その判断基準をどのような情報をもとに判断するか、また誰が判断するのかなど様々な論点があるが、「2.1.1 運用指針の実効性と適合性評価」も念頭に置きながら、今後、検討が進むことが期待される。

学習eポータルを変更する場合の手順等や留意すべき点

※文部科学省から学習eポータル事業者へのヒアリングにより作成

民間学習eポータルのサービスを終了する事業者の事例を参考に、学習eポータルを変更する場合の手順等や留意すべき点について、参考情報として、以下の通りまとめる。なお、本資料は一社からのヒアリングにより作成したものであり、そのことにも留意して参考にすることが望ましい。

1. 手順等

(1) 移行を行うデータ及びそれぞれの手順等について

初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル(以下「本モデル」という。)では、MEXCBTをはじめとするさまざまな学習ツールで記録された、xAPI形式で標準化されたスタディ・ログを蓄積する役割を担うLRSについて、独立システムとしてのLRSと、LMS(学習eポータルが相当)に組み込まれるLRSの2種類があるが、今回の資料では、学習eポータルに組み込まれている場合の手順等について記述する。

本モデルにおいて、スタディ・ログの記述はxAPIフォーマットによることとされ、また、学習者を識別する属性としてUUIDがあると規定されている。

これらの規定により、本モデルに準拠した学習eポータル同士での移行においては、①xAPIフォーマットによるスタディ・ログファイルと、②UUIDを移行すれば良いものとなっている¹。

① スタディ・ログファイルの移行

変更前事業者である学習eポータル事業者(以下「変更前事業者」という。)は、スタディ・ログファイルを自治体に引き渡す。自治体に変更後事業者である学習eポータル事業者(以下「変更後事業者」という。)に提供等することで、変更後事業者の学習eポータルへスタディ・ログファイルの取込みが行われる。なお、スタディ・ログファイルは、本モデルにおいてxAPIフォーマットによることとされており、各学習eポータル共通に扱えるログファイルとなっているため、移行途中での変換等の処理は不要である。

② UUIDの移行

本モデルにおいて、学習者の属性情報の管理は学習eポータルの責務と位置付けられており、学習eポータルは、UUIDを用いて所属・属性情報との紐付けを行っている。なお、UUIDの移行は、(2)②の中で記載する。UUIDは、本モデルにおいて生成方法等を規定しており、各学習eポータル共通に扱える学習者IDとなっているため、移行途中での変換等の処理は不要である。

(2) 前提となる環境やデジタル学習環境の移行の手順等について

(1)のデータ移行の前提となるアカウント等の移行とともに、本モデルで記載されているデジタル学習環境で想定されたMEXCBT、学習ツール、OSとの連携が行われており、次図の手順による作業が必要となる。

¹ スタディ・ログの可視化、分析においては、スタディ・ログと合わせて問題メタデータが必要となる。この点、本モデルにおいてMEXCBT問題メタデータ取得のためのAPI仕様が規定されており、変更後事業者である学習eポータルは、スタディ・ログで受け取ったコンテンツIDを問題メタ情報APIに渡すことで、問題搭載者がその問題コンテンツに付与したメタ情報を取得できるため、MEXCBT問題メタデータの移行は不要である。

作業項目	主に自治体等	主に変更前事業者	主に変更後事業者
① 変更後事業者による提供開始	— (変更後事業者に委託等)	—	○
② アカウント移行	○	○	△
③ MEXCBT連携切替え	○	—	—
④ 学習ツール連携切替え	○	—	○
⑤ シングルサインオン連携切替え	○	○	○
⑥ その他(各種設定)	○	—	○
⑦ 変更前事業者による提供停止	—	○	—

① 変更後事業者による提供開始

自治体等と変更後事業者との契約等に基づき、変更後事業者が自治体等向けにサービスを提供するに際しての初期設定を行うなど提供開始する。

② アカウント移行

変更前事業者が、アカウント情報を自治体等に引き渡し。自治体等が変更後事業者の学習eポータルに登録、もしくは、変更後事業者にアカウント情報を提供等して、変更後事業者が変更後事業者の学習eポータルに登録することで、アカウントの移行が行われる。

このアカウント情報には、氏名、学校、学年、所属クラスといった児童生徒と、それに紐づくUUIDを含んでおり、(1)で記載したUUIDの移行がこの中で行われる。

③ MEXCBT連携切替え

自治体等がMEXCBT運用支援サイトにて、変更前事業者の学習eポータルのMEXCBT連携解除および変更後事業者の学習eポータルのMEXCBT連携申込みを行うことでMEXCBT連携が変更後事業者の学習eポータルに切替えられる。

④ 学習ツール連携切替え

変更前事業者と各学習ツール事業者がそれぞれ連携解除を行い、自治体等の意向に基づき、変更後事業者と各学習ツール事業者がそれぞれ連携設定を行う。②により変更前事業者の学習eポータルで利用していたUUIDが変更後事業者の学習eポータルに移行されることから、変更後事業者の学習eポータルと学習ツールの連携設定により、移行前のUUIDをそのまま利用して、既存データも利用可能となる。ただし、学習ツールのシステム構成等によっては標準の連携に加えて、追加のデータ連携設定や、既存データを引き継ぐための学習ツール内でのID切替え作業等が発生する場合がある。

⑤ シングルサインオン連携切替え

OS提供事業者が提供するユーザー認証機能と間のシングルサインオンについても、自治体等が管理ポータルにて、変更前事業者の学習eポータルのシングルサインオン連携解除を行い、変更後事業者にシングルサインオン連携の申請を行うとともに、学習eポータルとのシングルサインオン連携設定を行う。

⑥ その他(各種設定)

自治体等もしくはその意向等を受けた変更後事業者が学習eポータル内のアイコン表示設定やURLリンク等の各種設定、また、自治体等ネットワークのフィルタリングソフトの設定等を行う。

⑦ 変更前事業者による提供停止

変更前事業者は契約等を終了し、学習eポータルのサービスの提供を停止し、データを消去する。

2. 留意すべき点

(1) 移行スケジュール

全国学力・学習状況調査等を含めた自治体等のMEXCBTの利用予定や、年次更新、休業日等の予定、さらに、変更後事業者の学習eポータルに対する導入研修期間等を考慮して、移行スケジュールを検討、調整することが必要である。

(2) アカウント移行関係

① パスワード

パスワードは、ほぼすべての学習eポータルが、セキュリティ対策としてhash値を保持しており、平文保持は行っていない。そのため、原則として、学習eポータルの移行時には、パスワードは新規登録が必要となる。

② ログインID

学習eポータルにより、ログインIDのユニーク範囲(*)が異なり、文字数も異なる。そのため、狭いユニーク範囲から広いユニーク範囲への移行時にはログインIDの変更が必要であり、文字数も増えることとなる。

(*)ログインIDの一意性を担保する範囲。例えば、教育委員会をユニーク範囲とする場合には、ログインIDは教育委員会内で一意となり桁数が多くなる、一方で、クラスをユニーク範囲とする場合にはログインIDはクラス内で一意となり桁数は最低2ケタとすることも可能となる。

③ 属性情報の登録条件

学習eポータルにより、“学年”、“クラス(=ホームルーム)”などの属性情報の登録条件(必須/任意の別)が異なり、任意とする学習eポータルから必須とする学習eポータルへ移行する場合に、登録されていない属性情報を埋める作業が必要となる可能性がある。

④ 属性のスキーマ

学習eポータルにより、名前に関する属性情報(=“表示名”、“姓”、“名”、“姓名”、“ふりがな”、“フリガナ”等)、“クラスコード”などの属性のスキーマ(属性のあり/なしの別)が異なる。例えば、変更前事業者の学習eポータルでは名前の属性情報として1つの属性情報“姓名”となっているが、変更後事業者の学習eポータルでは名前の属性情報として2つの属性“姓”、“名”と異なる属性のスキーマとなっている場合、移行時に変換作業を行うか、新規登録が必要となる。

⑤ 属性値の入力規則

“クラス”の値は、文字列となっているが、入力規則が明確でない場合²もあり、“年”や“組”を入れるか入れないかの揺れが生じる可能性がある。

(3) MEXCBTにおける同一性の認証

スタディ・ログ、UUIDのデータを移行しても、MEXCBTとの関係では、変更前事業者の学習eポータルからのアクセスと変更後事業者の学習eポータルからのアクセスは別のものとして識別される。そのため、例えば、受検済みテストの解答レビューなど、変更前事業者の学習eポータルからのアクセスを前提としてMEXCBTの中に作成、蓄積されたデータには、変更後事業者の学習eポータルからアクセスすることができない。

(4) 契約等の手続き

1. を実施する際に変更前事業者、変更後事業者、学習ツール事業者等に作業が発生することに伴う費用負担についても、自治体等が行う契約等において留意が必要である。

データの引き渡しに関する手順、方法等についても、併せて検討することが重要と考える。

以上

² 文部科学省「教育データ標準4.0」(主体情報)では、児童生徒の属性として、学級区分、学級名があり、学級名のデータ型は文字列となっているが、サンプル値については例として“うさぎ組”、“2年1組”が掲載されている。